

■ 発行にあたって ■

明治42（1909）年に法律「癩予防ニ関スル件」が施行され、昭和6（1931）年に名称変更、「癩予防法」が成立しました。この頃から「無らい県運動」が始まり全国に広がっていき、兵庫県でも運動が実施されています。

昭和28（1953）年に「らい予防法」が施行され、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されましたが、長年にわたる隔離政策によって社会復帰への道を閉ざされ、社会に残る偏見や差別、または、後遺症や高齢により、故郷に帰れず、療養所に入所されている方が多数おられます。

兵庫県では、平成13年6月に入所者・退所者やご家族に心からお詫び申し上げ、謝罪メッセージを發表しました。このような人権侵害が二度と繰り返されないよう、ハンセン病回復者やそのご家族が受けられた様々な苦痛と苦難を記録して後世に伝えると

ともに、ハンセン病に対する県民の理解を深めるため、平成15年度に記録集（第一集）を作成しました。第一集の発行後、ハンセン病問題に関係する大きな出来事として、2005年3月に（財）日弁連法務研究財団の「ハンセン病問題に関する検証会議」から「最終報告書」が出されました。

この「最終報告書」は、かつてない規模の検証報告であり、兵庫県でも検証に係る資料等に協力しています。また、胎児標本問題が明らかとなり、多数のマスコミで取り上げられるなど、社会問題になりました。また、ハンセン病問題の再発防止の提言を国が履行するため、「ロードマップ委員会（仮称）」の設置を求めるなど、画期的な内容であります。

兵庫県では、第一集を補足発展させた内容として、「最終報告書」の検証や提言を参考にしながら、兵庫県にかかる部分に特に留意し、記録集（第二集）を作成しました。

ハンセン病に対する偏見を払拭し、心豊かに生きていける社会の実現に向けて、今後も、継続して取り組んでまいります。

■記録集(第2集)の概要■

第1章 医療現場から(医師対談)

ハンセン病回復者への診療等に携わってきた牧野医師(委員)と熊野医師(委員)の協力を得て、ハンセン病についての医学的見地を述べることで、ハンセン病の正確な知識の啓発及び、県内の医療機関の対応等、回復者の社会復帰への参考になるようにする。

第2章 ハンセン病に対する県民の意識と

状況

県民と回復者の座談会を実施し率直な意見交換を行うとともに、これまで実施された意識調査や支援団体の状況を紹介し、普及啓発につなげる。

1 県民と回復者の座談会

・県民意識の把握や、回復者の社会復帰に向けた課題等について座談会。

回復者…石田委員、石橋氏

県民…主婦、看護師

2 県民意識調査

・ハンセン病関係のアンケート(兵庫県民対象部分の再集計)を掲載。

(出典)熊野委員…ハンセン病学会研究発表アンケート

1ト

3 兵庫県内の支援団体の状況

・愛の餅運動等の活動を紹介することで、県民の活動への興味を促し、より身近に療養所訪問等に参加してもらえようとする。

・市町の取り組み(加西市)

第3章 回復者の歩みの歴史

(生きざま、生活状況)

回復者の現在の気持ち、療養所内での生活の状況等を中心とした聞き取りを行い、ハンセン病回復者の「今」の状況を伝え、厳しい状況から前向きに生きていく存在(尊敬できる対象)であることを知らせる。

・聞き取り

入所者 5名

退所者 4名

元園医療従事者 2名

・回復者の活動一覽

第4章 ハンセン病に対する政策の検証

国の隔離政策に県が関わってきた無らい県運動の実態を調査し、今後再び同様の誤ちを繰り返さないために検証する。

- 1 無らい県運動の実態
- 2 十坪住宅（県からの建設費支援の資料）
- 3 患者訪問調査の実態
- 4 元担当職員への聞き取り

第5章 まとめ（提言にかえて）

1章～4章を踏まえ、今後ともこのような偏見、差別がなされないよう、またハンセン病回復者の今後について我々は何ができるのか、何を行うべきかについて述べる。